

医療法人制度あれこれ その7

今回は「終わり方」の3回目になります。いわゆる売却 (M&A)

弊社では現在も進行中ですが、簡単に売却 (M&A) する事は出来ません。

そもそも論として、医療法人は保健所や都道府県の認可が必要ですので、医療法人の開設の許可が他人に渡ってしまう事は、すなわち地域医療に対する貢献から外れるという考え方をします。ただ、同じ場所で、開設したクリニックを引き継いで診療する事 (理事長の変更) は十分可能です。

民間の会社の様に、株式を売り買いで医療法人を運営する事は、相当な理由が要るのです。

これらから特別な方法を
除いて選択肢は3つ。

- ①診療所を第三者に引き継いでもらう
- ②どこかの医療法人と合併する (結局は①と同じ)
- ③医療法人を清算する



③は譲渡先が無い場合の話ですので、「仕方なく」というケースですが、①と②で問題になるのは幾らで譲渡するのか、ということになります。

当然ながら、ハッピーリタイアするには、出資金相当額 (通常は1000万円) と今まで行ってきた患者さんを含んだ診療の評価 (営業権) が必要です。

医療法人の場合、営業権の評価は難しく、単体での評価は出来ませんが、2~3千万円を希望される場合が多いようです。ただ、売却云々に左右されない内部留保の蓄積から、また生命保険を活用した退職金を取る準備は整えておくのが良いでしょう。

2010改定検証

診療所はプラス・マイナス半々

診療所はプラス改定、マイナス改定がほぼ半々。全国保険医団体連合会は2010年4月の診療報酬改定の診療所への影響度を調査した結果をまとめた。それによると、レセプト1件当たりの「再診療区分」に限って見ると、マイナス改定が22施設、プラス改定が21施設でほぼ半々であることが分かった。

プラス改定になったのは、外来管理加算や生活習慣病管理料の算定回数が増えた施設など。外来管理加算の算定要件は見直され、「5分ルール」が廃止され、その代わりに「未受診投薬要請時には算定不可」とされた。外来管理加算の算定回数が20%以上増加という施設が7.5%あった一方で、減少した施設も50%に上るなど施設により影響が分かれた。

さらに、レセプト1件当たりの「初再診料+医学管理料」で見た場合、マイナス改定13施設、プラス改定30施設となる。医学管理料の1つである生活習慣病管理料の算定要件が見直され、75歳以上でも算定できるようになったことが、プラス要因と見られる。ただ、検査や投薬等も含めたレセプト1件当たりの点数全体で見るとマイナス改定とプラス改定は、ほぼ半々だという。

今回の集計結果は、「平均」ではなく、各施設の「点数分布」で分析しているのが特徴である。集計に当たった保団連の情報通信ネットワーク部長の本田孝也氏 (長崎市・本田内科医院院長) は、「従来、厚生労働省などが行う改定の影響率はレセプト1件当たりの点数の増減で語られることが多いが、今回はプラス改定になった施設数とマイナス改定になった施設数の割合で分析した。これにより、診療科ごと、また施設により1件当たりの点数や影響率についてもバラつきが大きいことが分かる」と指摘する。

Medical News 2010.8.2号

税理士法人CFTパートナーズ

株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp